



水環境を守り次世代に
つなげるために

私の街の 下水道

福岡県直方市

水環境を守り次世代につなげるために

私たちの生活になくてはならない水。

くらしが豊かになり、便利になるにつれ、使用する水の量が増えてきました。私たちは炊事や洗濯などで汚れた大量の水をそのまま流し、川や海を汚してきました。側溝などにたまった汚れた水は悪臭を放ち、ハエや蚊の発生源となり、生活環境を悪化させています。

下水道は、私たちが流す汚れた水をきれいな水に再生して川に戻すことによって、生活環境を快適にし、自然環境を守る重要な役割を果たしています。子供たちにきれいな川や海を残すためにも、下水道が必要なのです。

下水道の整備促進のため、受益者負担金や水洗化への皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

目 次

💧 下水道が使えるようになるまで	2
💧 下水道の役割・しくみ	3・4
💧 3つの経済的負担について	5
💧 (1)受益者負担金について～下水道に接続できる区域になったら～	5
*受益者とは	5
*負担の対象となる土地	5
*受益者となる人のモデルケース	6
*負担金額は	7
*分割納付期間中に受益者が変わったときは	7
*報奨金制度について	8
*受益者負担金賦課保留基準	9
*受益者負担金徴収猶予基準	9
*受益者負担金減免基準	10・11
*受益者負担金の申告書について	12
💧 (2)排水設備設置工事費用について～下水道に接続するには～	13・14
💧 (3)下水道使用料について～下水道を利用し始めたら～	15・16
💧 融資あっせん、利子補給について	17
💧 下水道を正しく使いましょう	18

下水道が使えるようになるまで

地元説明会(事業、工事説明)

下水道管の工事の内容及び下水道を利用する際の経済負担等について住民のみなさまに事前に説明します。

下水道管の工事

市が下水道本管の設置工事を行います。

「公共汚水ます設置申請書」の記入

みなさまに希望する設置位置を申請していただきます。

公共汚水ますの設置工事

設置申請書に基づき市が工事を行います。

供用開始の告示(下水道処理区域をお知らせします。)

下水道に接続することができる区域になります。

「受益者負担金の申告書」の提出をお願いします。

5月上旬、市より申告書をお送りしますので、必要事項を記入し提出をお願いします。

排水設備工事をお願いします。

下水道が使えるようになります。

[P 13.14 参照](#)

受益者負担金の納付書をお送りします。

6月下旬～7月上旬

下水道使用料を納めてください。

[P 15.16 参照](#)

下水道の役割・しくみ

快適な水洗トイレが使えます



においのないさわやかな水洗トイレが使えるようになります。
また子供やお年寄りも安心して使えます。

まちがきれいになります

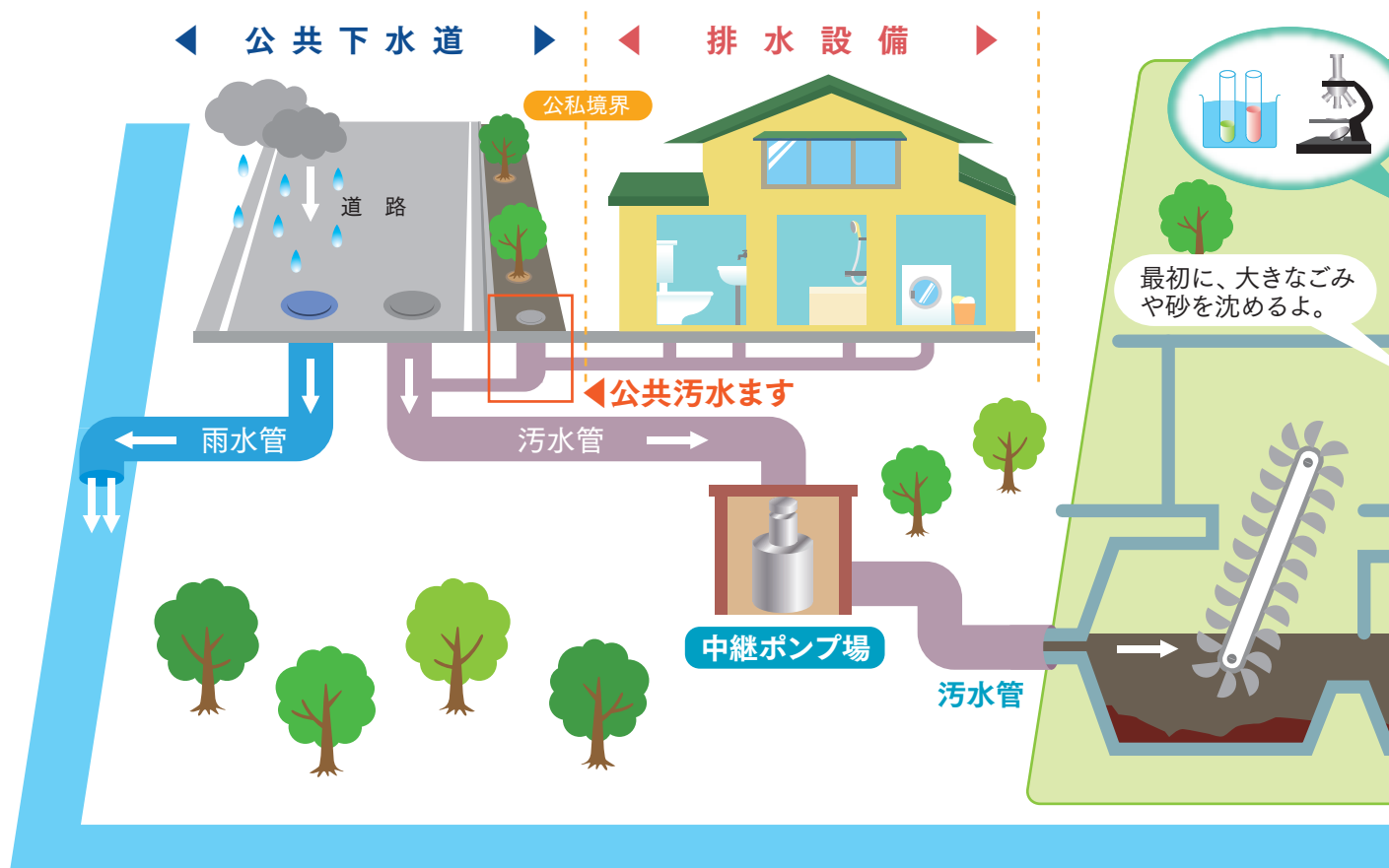


家庭の台所や風呂場から出された污水が側溝などに流れなくなり、においや蚊、ハエの発生源がなくなり、清潔で快適なまちになります。

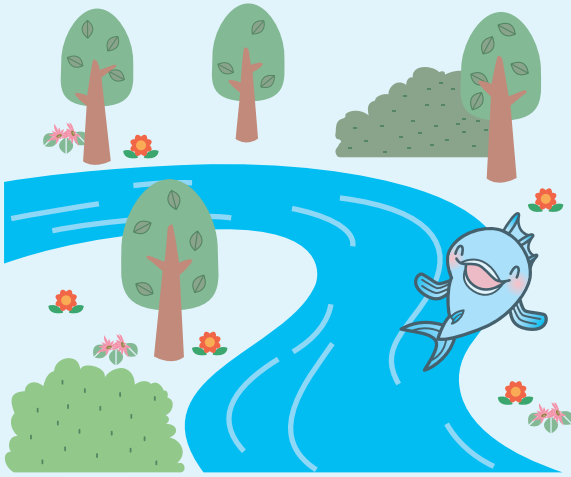
下水道のしくみ

公共下水道

排水設備



川や海がきれいになります



家庭や工場からでる污水は、污水管で浄化センターに集められ、きれいにしてから川に流されます。

排水設備

水洗トイレ、台所、風呂などから出される污水を流すために、個人が宅地内に設置する排水管などを排水設備と呼びます。

公共污水ます

市が設置、管理する污水の取り入れ口を公共污水ますと呼びます。

汚水管

私たちが流す污水を浄化センターまで運ぶ管を污水管と呼び、道路などの下に埋められています。

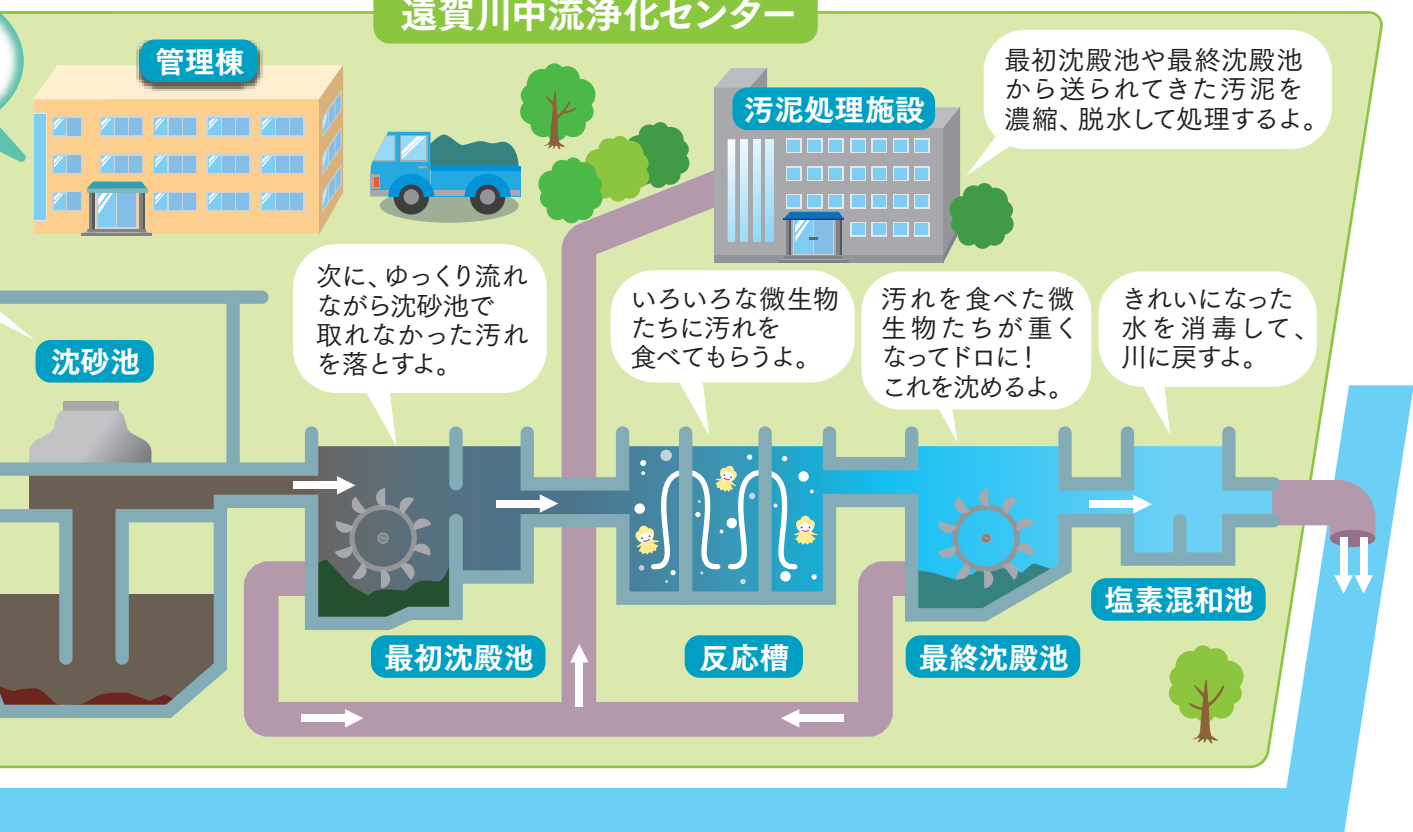
中継ポンプ場

污水管によって運ばれた污水を汲み上げ、スムーズに処理場に送ります。

浄化センター(福岡県の設備)

污水管により浄化センターに運ばれた污水は、下図のようにきれいな水に生まれ変わっていきます。

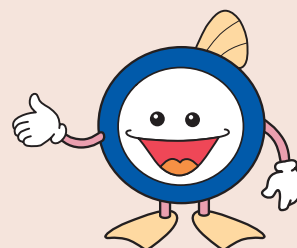
遠賀川中流浄化センター



3つの経済的負担について

下水道に接続することができる区域になったり、下水道を利用する際には3つの経済的負担が生じます。

3つの負担



(1)受益者負担金

(2)排水設備設置工事費用

(3)下水道使用料

(1) 受益者負担金について

～下水道に接続することができる区域になったら～

下水道は誰もが自由に利用できる公園や道路のような施設と異なり、下水道が整備された区域の人だけが利用できる施設です。

下水道が整備された区域は、トイレの水洗化及び台所や浴室などからの生活雑排水（汚水）が衛生的に処理され、生活環境の利便性・快適性が向上します。しかし、下水道整備には多額の工事費用が必要です。これらの費用すべてを税金でまかなうことは、下水道を使えない区域の人にも同じようにその費用を負担していただくこととなり、税の公平性を欠くことになります。そこで、下水道が整備され接続することができるようになった区域のみなさまに、下水道建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金の制度です。

受益者とは

下水道に接続することができる区域のすべての土地の所有者が受益者となります。ただし、その土地に借地権、質権、賃貸権、地上権などの権利が長期間にわたって定められている場合には、その権利をお持ちの方が受益者となります。

*受益者は法的にその土地を占有して使える方になりますが、所有者と権利者の話し合いによって決めていただくこともできます。

負担の対象となる土地

下水道に接続することができる区域のすべての土地（官公庁、宅地、店舗、学校、田畑、駐車場などすべて）が対象となります。ただし、利用状況などによって賦課保留、猶予又は減免の制度があります。（賦課保留、猶予又は減免の制度については、P9～11をご覧ください。）

受益者となる人のモデルケース

*受益者は法的にその土地を占有して使える方になりますが、所有者と権利者の話し合いによって決めていただくこともできます。

自分の土地に家を持ち、そこに住んでいる場合

受益者

Aさん

居 住 者 …Aさん

家屋所有者 …Aさん

土地所有者 …Aさん

借地に自分の家を建て、そこに住んでいる場合

受益者

Bさん

居 住 者 …Bさん

家屋所有者 …Bさん

土地所有者 …Aさん

貸家、アパートなど

受益者

Aさん

居 住 者 …Bさん

家屋所有者 …Aさん

土地所有者 …Aさん

借地に家を建て、そこを借家などにしている場合

受益者

Bさん

居 住 者 …Cさん

家屋所有者 …Bさん

土地所有者 …Aさん

空地や駐車場などの場合

受益者

Aさん

土地所有者 …Aさん

借地を使用している場合

受益者

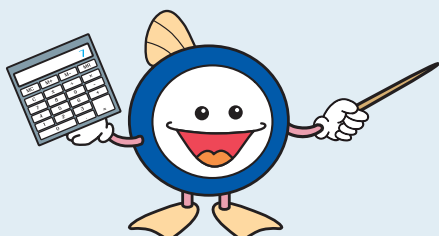
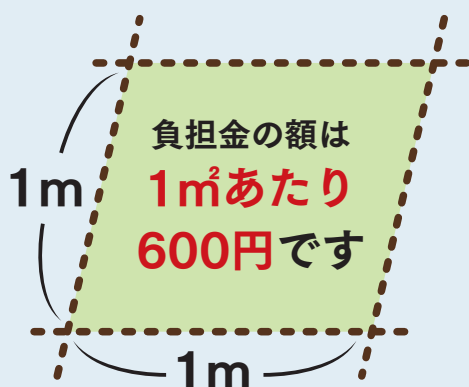
Bさん

土地借地者 …Bさん

土地所有者 …Aさん

負担金額は

受益者のみなさまが負担する額は、下水道に接続することができる区域に所有する土地に1㎡あたり600円をかけて算出した額となります。



負担は、その土地に対して1回だけです。

全期一括納付

支払い方法は、**年度一括納付(1期×6年間=6期)**

分割納付(4期×6年間=24期)

のいずれかを選ぶことができます。

*年度一括納付及び分割納付の場合は納付期間中、残額を繰上げて納付することができます。

《 計算例 》

165.28㎡(約50坪)の場合の負担金は？

$165.28\text{㎡} \times 600\text{円} = 99,168\text{円}$

負担金額は 99,160円になります(10円未満切捨て)

〈分割(4期×6年間=24期)で納付した場合〉

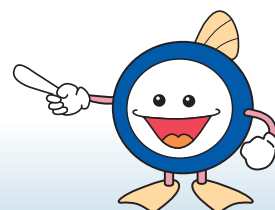
負担金額が99,160円の場合…負担金額を24期で分割します。100円未満の端数については初年度の第1期に加算します。

(*表1)

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	年 度 計
納期	7月1日～ 7月末日	9月1日～ 9月末日	11月1日～ 11月末日	1月4日～ 1月末日	
初年度	4,860 円	4,100 円	4,100 円	4,100 円	17,160 円
2 年度目	4,100 円	4,100 円	4,100 円	4,100 円	16,400 円
3 年度目	4,100 円	4,100 円	4,100 円	4,100 円	16,400 円
4 年度目	4,100 円	4,100 円	4,100 円	4,100 円	16,400 円
5 年度目	4,100 円	4,100 円	4,100 円	4,100 円	16,400 円
6 年度目	4,100 円	4,100 円	4,100 円	4,100 円	16,400 円

注意！ 分割納付期間中に受益者が変わったときは

受益者負担金の納付がすべて終了する前に、土地の売買などの理由により受益者の変更があり、残りの負担金を新しい受益者に納めていただく場合は、必ず受益者変更届を提出してください。提出されませんと、旧受益者に負担金を納めていただくことになりますのでご注意ください。

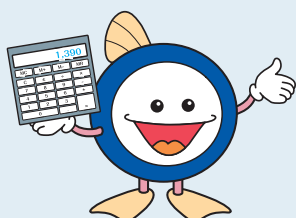


報奨金制度について

初年度に負担金を一括納付されたり、分割納付期間中に繰り上げて残額を一括納付される場合は、次のとおり報奨金が交付されます。(10円未満切捨て)

注意!

この制度を希望される方は、事前に報奨金を差引いた納付書により納付していただくこととなりますので、必ず市までご連絡ください。



7ページの表1を例に報奨金の計算をしてみましょう

報奨金の計算方法(報奨金は10円未満切捨て)

報奨率	納付のしかた	例:負担金額99,160円の場合
20%	初年度の第1期に 全期一括納付	報奨金額 $99,160円 \times 20\% \div 19,830円$ $99,160円 - 19,830円 = 79,330円$ 総納付額 79,330円
16.5%	2年度目の第1期に 残額を一括納付	残額82,000円 報奨金額 $82,000円 \times 16.5\% = 13,530円$ $82,000円 - 13,530円 = 68,470円$ 総納付額 85,630円
13.2%	3年度目の第1期に 残額を一括納付	残額65,600円 報奨金額 $65,600円 \times 13.2\% \div 8,650円$ $65,600円 - 8,650円 = 56,950円$ 総納付額 90,510円
9.9%	4年度目の第1期に 残額を一括納付	残額49,200円 報奨金額 $49,200円 \times 9.9\% \div 4,870円$ $49,200円 - 4,870円 = 44,330円$ 総納付額 94,290円
6.6%	5年度目の第1期に 残額を一括納付	残額32,800円 報奨金額 $32,800円 \times 6.6\% \div 2,160円$ $32,800円 - 2,160円 = 30,640円$ 総納付額 97,000円
3.3%	6年度目の第1期に 残額を一括納付	残額16,400円 報奨金額 $16,400円 \times 3.3\% \div 540円$ $16,400円 - 540円 = 15,860円$ 総納付額 98,620円
3.3%	毎年度の第1期に その年度の納付額 を一括納付 (年度一括納付)	初年度17,160円、2年度～6年度16,400円 ・初年度報奨金 $17,160円 \times 3.3\% \div 560円$ ・2年度～6年度報奨金 $16,400円 \times 3.3\% \div 540円$ → $540円 \times 5年 = 2,700円$ 報奨金額 $560円 + 2,700円 = 3,260円$ 総納付額 95,900円

受益者負担金賦課保留基準・徴収猶予基準

賦課保留、徴収猶予又は減免を受けようとする受益者の方は、申告をしてください。
その後、市で審査し可否について申告者に通知します。

下水道事業受益者負担金賦課保留基準

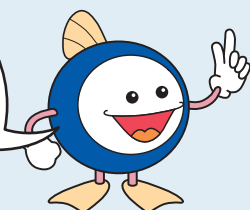
	項 目	説 明	保留期間
1	農地等	田、畑、山林、原野、池沼その他これに準ずる土地(宅地を除く。)	宅地化されるまで。ただし、売買等で権利関係に変更が生じた場合は、この限りではない
2	係争中の土地	土地の所有権、賃借権等について争っている土地	2年以内 (判決など係争事由の解決まで更新可)
3	国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	都市計画法に基づき事業認可され、収用されることとされている私有地	5年以内 (都市計画法に基づく買収がなされるまで5年ごとに更新可)
4	公民館用地等	地域の自治会等が所有、又は管理する土地	当該土地の保留事由が消滅するまで
5	その他市長が必要と認める土地	その他、受益者負担金の賦課を保留することがやむをえないと認められる土地	市長が必要と認める期間

下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

	項 目	説 明	保留期間	猶予金額
1	災害等により納付が困難な者	火災、浸水災害、盗難、又は世帯の所得の大部分を得る者の事故などで、負担金を納付することが困難であると認められる受益者	2年以内	市長が認める額
2	排水のために他人の土地を利用しなければならない者	他人又は他人と共有する土地を利用しなければ排水ができない者で、当該土地所有者等が排水設備等の設置を承諾しないため、本人が使用を希望するにもかかわらず公共下水道へ排除できないと市長が認める者	2年以内 (設置できるまで更新可)	市長が認める額
3	生活保護を受けている者	生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受けている者	2年以内 (生活扶助認定期間内更新可)	全額
4	経済的に困窮する者	負担金を納付することが困難と市長が認める者	2年以内 (更新可)	市長が認める額
5	居住用の宅地が広い受益者	自ら所有し、自己の居住の用にのみ供する1区画1戸の土地で、その面積が500平方メートルを超えるとき	5年以内 (更新可)	500平方メートルを超える面積に相当する額
6	その他、特に市長が徴収猶予をする必要があると認めた受益者		2年以内	市長が認める額

受益者負担金減免基準

こんなときは
必ず市に連絡
してください



- ・徴収猶予の事由がなくなったとき
- ・賦課保留の事由がなくなったとき
- ・賦課保留していた土地が宅地化されたとき

注意!

また、賦課保留・徴収猶予期間中に、土地売買等で土地所有者が変わっても、受益者変更届出を提出されない限り、旧受益者に負担金を納めていただくことになりますので、ご注意ください。

下水道事業受益者負担金減免基準

	項 目		減免率	説 明
1	国又は地方公共団体が公共の用に供している土地		100%	都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条に規定する公共施設の用地（道路、公園、河川等）
2	国又は地方公共団体が公用に供している土地	(1)学校用地	75%	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
		(2)社会福祉施設用地	75%	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業のため設置する施設
		(3)警察法務収容施設用地	75%	刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導所等
		(4)一般庁舎用地	50%	（国庁舎、県庁舎、市庁舎、警察署、保健所等）
		(5)病院用地	25%	国公立病院
		(6)企業用財産用地	25%	郵便事業、印刷局、造幣局、国有林野、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条に規定する事業
		(7)有料の公務員宿舍用地	25%	
		(8)文化財用地	100%	文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき指定された文化財の用地及び建物その他の工作物の敷地
		(9)社会教育施設及び体育施設用地	75%	市立公民館、図書館、体育館、市民会館、その他これに準じる公共施設用地
3	国又は地方公共団体が所有し、公用に供することを予定している土地		2に準じる	予定施設の用途目的により、2に準じる

	項 目		減免率	説 明
4	学校法人が設置する学校及び各種学校の土地	(1)専修学校用地	75%	私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校
		(2)各種学校用地	25%	学校法人が設置する専修学校及び各種学校
5	社会福祉法人が設置する施設の土地	(3)社会福祉施設用地	75%	社会福祉法に規定する社会福祉法人が同法第2条に規定する事業を行う施設（私立保育所等）
6	宗教法人の境内地		50%	宗教法人法（昭和26年法律第126号）に規定する宗教法人の境内地（神社、寺院等の境内地）
7	墓地		100%	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地
8	鉄道用地等			民営鉄道・バス会社が所有し、公共交通のために使用している土地
		(1)踏切、駅前広場	100%	駅舎、バスセンター、プラットホーム等（その公共交通のための使用実態に応じて認定する）
		(2)軌道用地	75%	
		(3)施設用地	5～50%	
9	消防団が所有し、又は使用している土地		100%	
10	公道に準じる私道		100%	周囲に所有者が異なる2以上の宅地があり、かつ、通行の用に供しているもの
11	急傾斜地等のため宅地化が困難な土地			現況において将来にわたり利用が困難と認められる崖地
			100%	宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第1条第2項に規定する崖地
			50%	上記以外の崖地の高さが20メートルを超えるもの
			25%	崖地の高さ5メートルを超え20メートルまでのもの
12	高圧架空電線路用地		25%	送電線用鉄塔用地、変電所用地
13	土地開発公社の土地		取得した目的に応じ国又は地方公共団体の減免率を準用する	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条の規定により設立された土地開発公社が地方公共団体の依頼により取得した土地ただし、当該年度又は翌年度において地方公共団体が取得し、3年以内に取得した目的に使用されるものに限る。
14	下水道事業の事業費を負担した者		その価格に応じて決定する	下水道事業に費用等を負担したもの
15	その他特に市長が減免をする必要があると認めたとき		その状況に応じて決定する	

受益者負担金の申告について

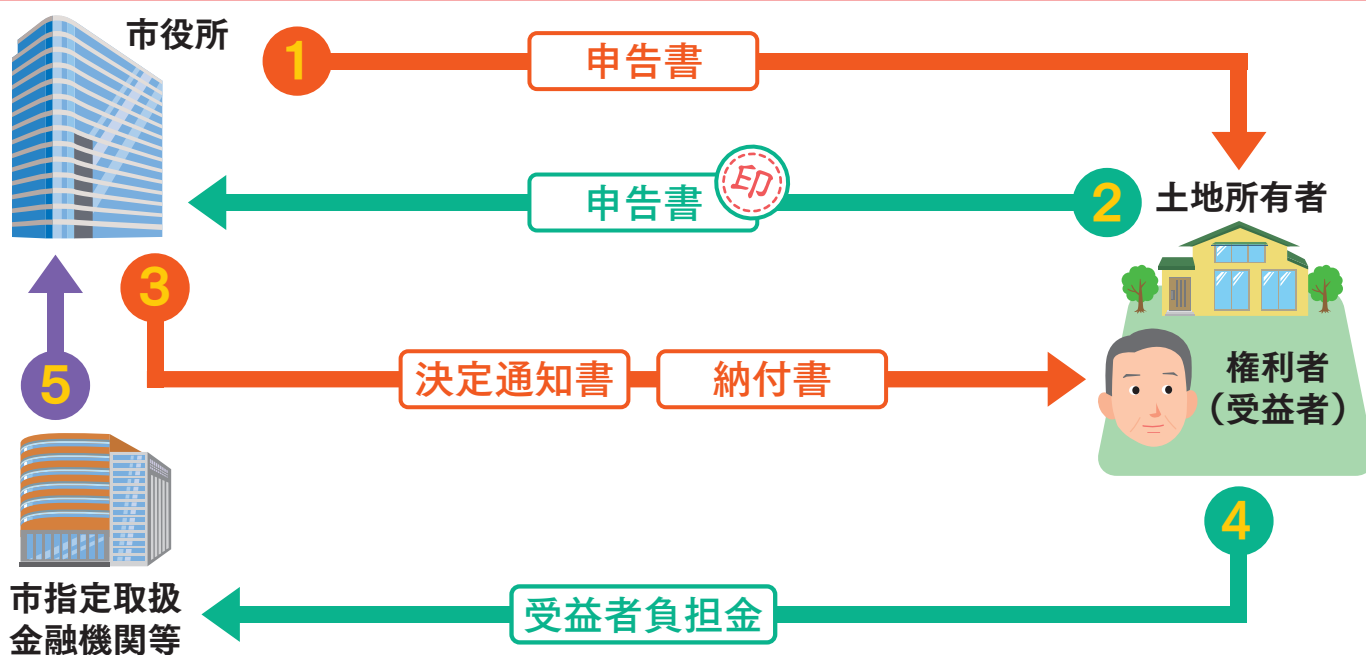
受益者の決定は、正確を期すために申告制になっています。

市から土地所有者の方に、公簿により調べた地積等を記入した「下水道事業受益者申告書」をお送りしますので、よく確認のうえ定められた期間までに提出してください。

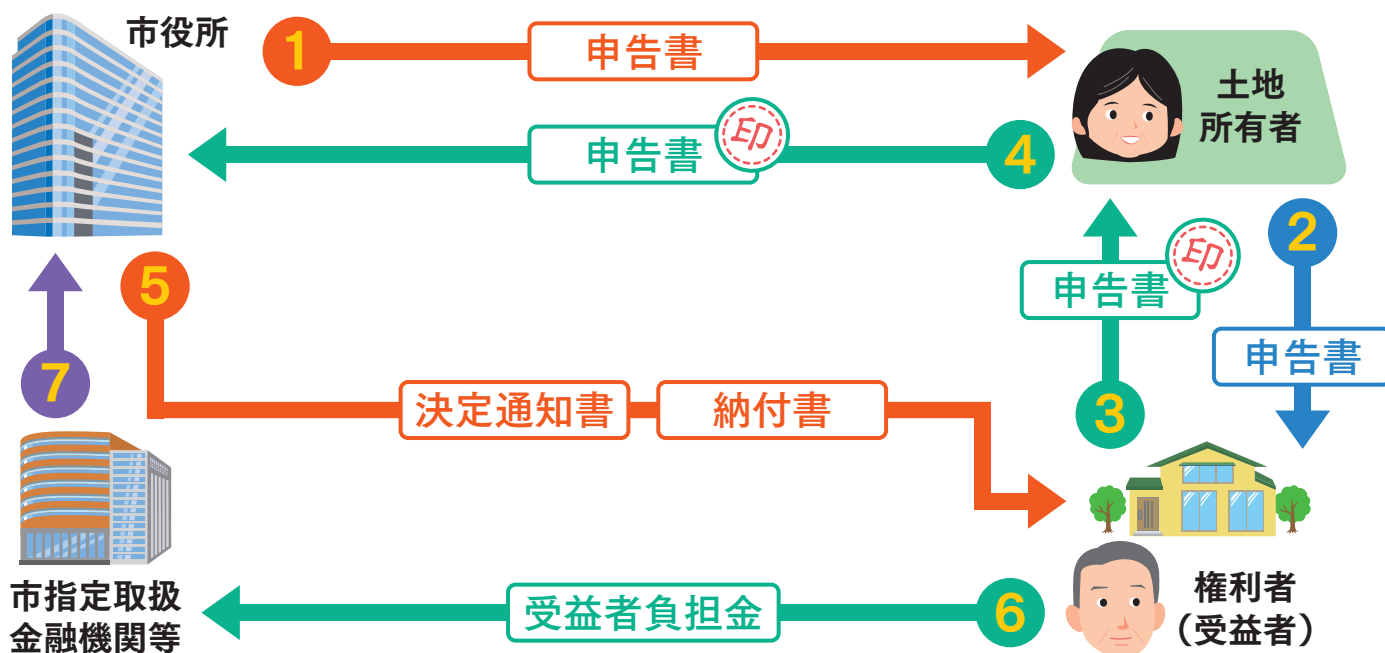
条例に基づく賦課保留、減免、徴収猶予に該当する場合はその申請をしてください。(P9～11)
受益者負担金の賦課は、この申告書をもとになされます。もし申告書の提出がない場合は、土地台帳等の公簿、あるいは土地調査により市長が認定し賦課されることとなります。

～申告書の発送から納付まで～

自分の土地を自分で使用している場合 他に権利者のない場合

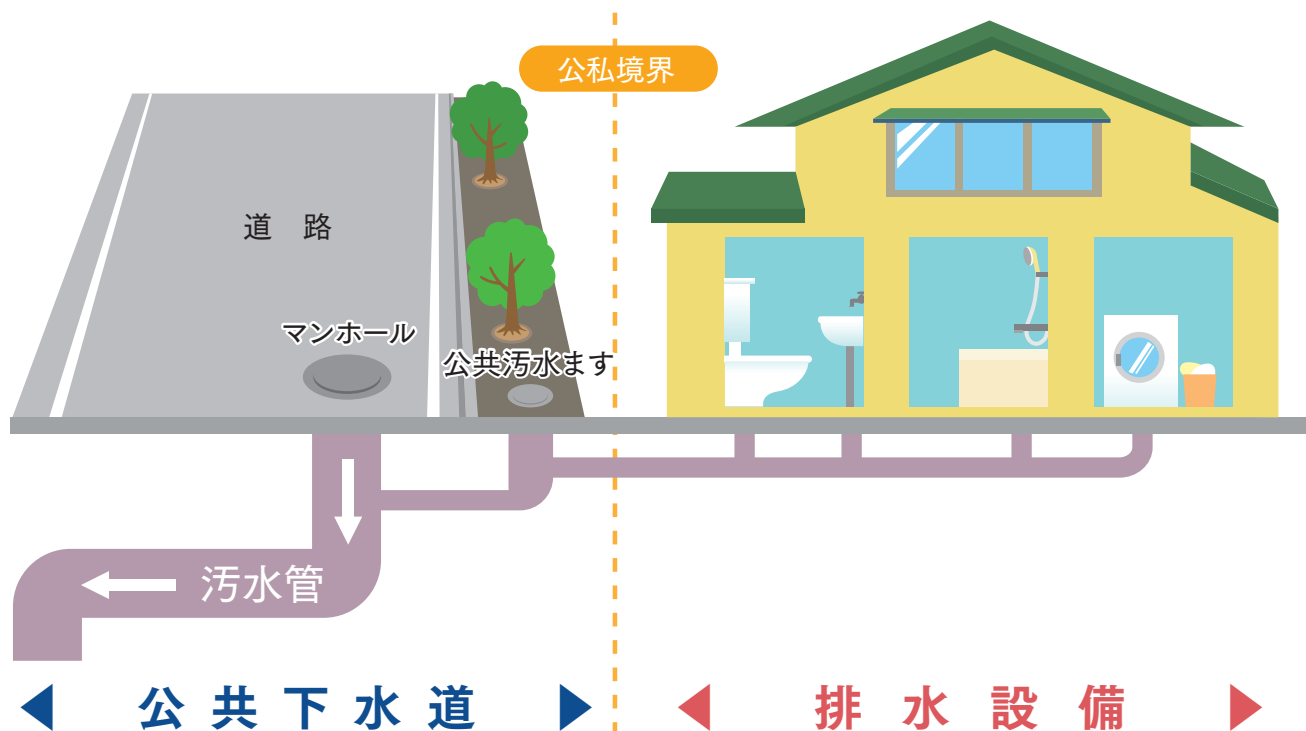


自分の土地に権利者(賃借人、質権者、地上権者等)がいる場合 他に権利者が居り、その権利者が受益者となった場合



(2)排水設備設置工事費用について ～下水道に接続するには～

家庭の台所、お風呂、トイレなどから出る汚水を下水道に流すために、みなさまの土地に排水管やますを設置して頂かなければなりません。排水管やますを排水設備といい、排水設備設置に係る費用は個人負担となります。



トイレの水洗化は3年以内に

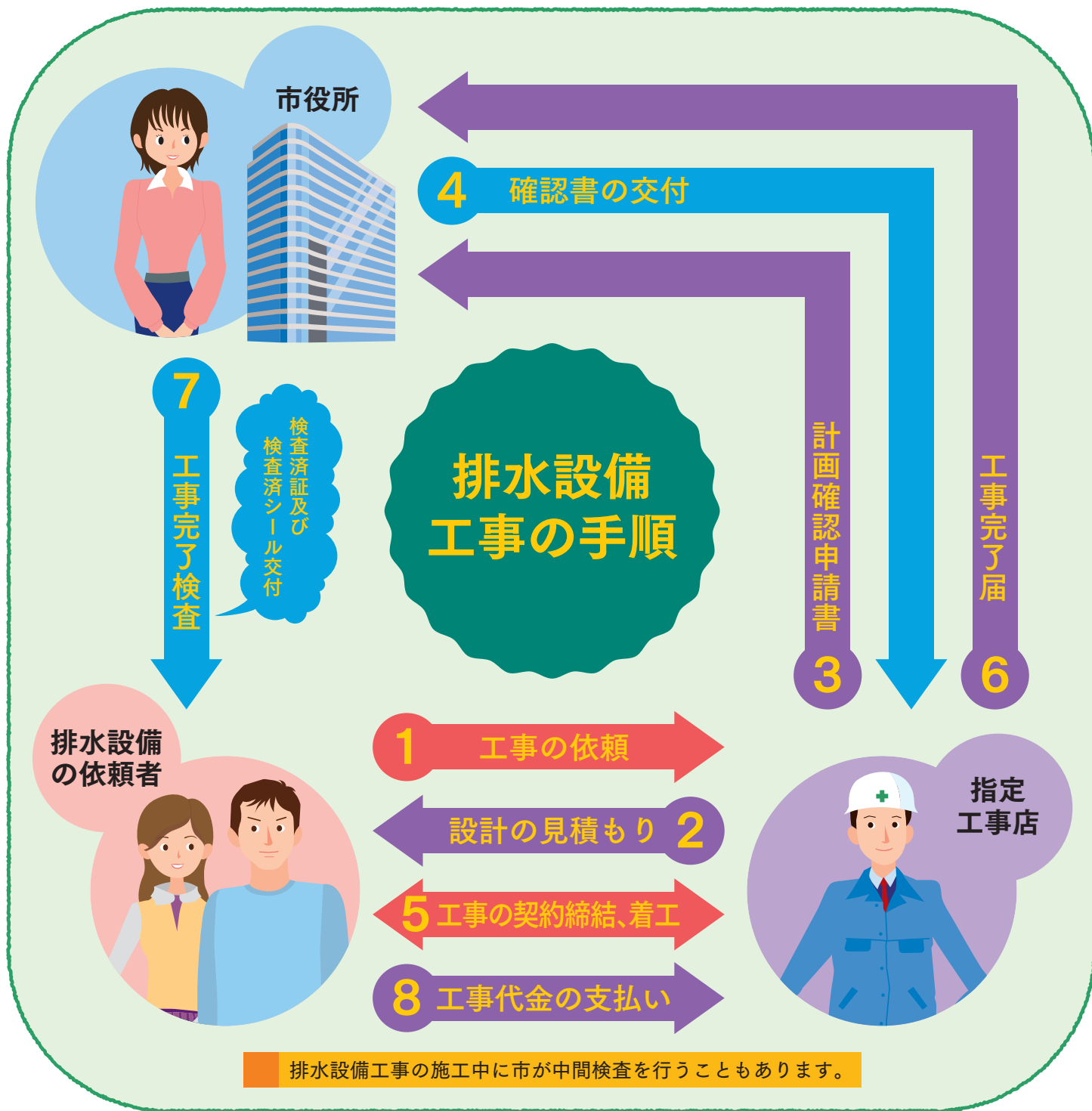
汲取り便所は下水道に接続することができる区域になった日から3年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。（下水道法第11条の3）下水道に接続することができる区域では下水道に接続した水洗トイレにしないと家屋を新築することができません。（建築基準法第31条）

排水設備設置は遅滞なく

台所や風呂場、洗濯などの生活雑排水（汚水）を道路の側溝や水路に流している場合は、遅滞なく排水設備を設置し下水道に接続していただくことになります。（下水道法第10条）

浄化槽は廃止しましょう

浄化槽を設置している方は、浄化槽を廃止し下水道に流すようにつなぎ替えをお願いします。（下水道法第10条）

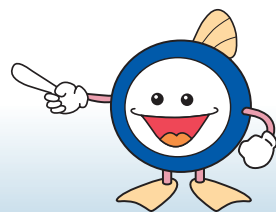


排水設備工事は、建築物の所有者に義務づけられています。アパートや借家を借りている人など土地や建築物の所有者以外が排水設備を設置するときは建築物の所有者の同意が必要になります。

排水設備工事は指定工事店で！

市の指定工事店以外へ工事をさせた場合、市の基準を満たすように工事をやり直していただいたり、罰則として過料5万円が課せられることがあります。

注意！ 排水設備工事は、市の指定を受けた指定工事店でしかできません。



(3)下水道使用料について ～下水道を利用し始めたら～

排水設備を設置して、下水道に汚水を流せるようになると、流した汚水の量に応じて、下水道使用料を納めていただくことになります。

下水道使用料は、下水道管の点検や修理、浄化センターの運転、維持管理などの経費につかわれます。

汚水の量の決め方

(1)水道水のみ使用している場合水道水の使用料が、汚水の量となります。

(2)その他の水（井戸水）のみを使用している場合一般家庭の場合は、1世帯3人までは1人につき7m³、3人を超えるときは1人増すごとに5m³を加算し計算した量となります。一般家庭以外は計測のための装置を設置しその使用水量が汚水の量となります。

(3)水道水とその他の水を併用している場合一般家庭の場合は(1)か(2)の多い方の量となります。一般家庭以外は、(1)と(2)の合計の量となります。

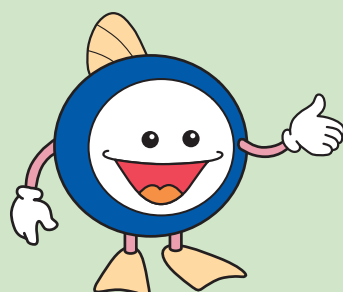
下水道使用料の算出

基本使用料		従量使用料	
汚水排出量	使用料	汚水排出量	使用料 (1m ³ につき)
10m ³ まで	1,400円	11m ³ から 20m ³ まで	180円
		21m ³ から 30m ³ まで	190円
		31m ³ から 40m ³ まで	200円
		41m ³ から 50m ³ まで	220円
		51m ³ から 200m ³ まで	240円
		201m ³ から 500m ³ まで	260円
		501m ³ から2000m ³ まで	280円
		2001m ³ 以上	300円

* 上記使用料に別途消費税等がかかります。

計算例 ▶ 〈16m³(直方市平均使用水量)使用した場合〉

使用料 = (基本料金 + 11m³～20m³までの間の使用料金) × 消費税等
(1,400円 + (16m³ - 10m³) × 180円) × 1.1 = 2,728 円



**使用料
2,725 円**

※10円未満の端数は5円以上は5円とし、5円未満は切捨て

※ 消費税等は令和元年10月現在のものです。法律の改正により変更する場合があります。

料金早見表(1ヶ月あたり)

汚水量(m ³)	使用料(円)	汚水量(m ³)	使用料(円)	汚水量(m ³)	使用料(円)
～ 10	1,400	20	3,200	30	5,100
11	1,580	21	3,390	40	7,100
12	1,760	22	3,580	50	9,300
13	1,940	23	3,770	60	11,700
14	2,120	24	3,960	70	14,100
15	2,300	25	4,150	80	16,500
16	2,480	26	4,340	90	18,900
17	2,660	27	4,530	100	21,300
18	2,840	28	4,720	150	33,300
19	3,020	29	4,910	200	45,300

* 上記使用料に別途消費税等がかかります。

下水道使用料は、水道料金といっしょに上下水道料金として納付書または、口座振替により納付していただくことになります。

排水設備等改造資金融資あっせん及び利子補給について

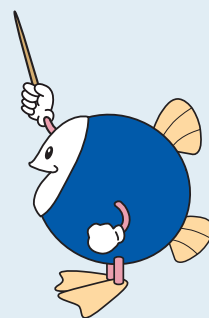
市では、排水設備工事をする人に対して、工事に必要な資金の融資をあっせんし、その利子の半分以上を補給する制度を設けています。

融資 あっせんの 条 件

- 建物の所有者又は、その所有者の同意を得た使用者であること。
- 下水道の処理区域となった日から3年以内の改造工事であること。
- 市税、市の受益者負担金などを滞納していないこと。
- 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること。
- 融資を受けた資金の償還能力を有すること。
- 連帯保証人1人以上有すること。

取扱金融機関

- 福岡銀行直方支店
- 西日本シティ銀行直方支店
- 福岡中央銀行直方支店
- 九州労働金庫直方支店
- 福岡ひびき信用金庫直方市内各支店

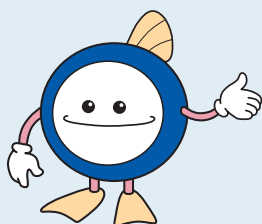


融資 あっせんの 内 容

融資額

1世帯につき100万円以内

※集合住宅は一棟につき100万円以内。工事費の範囲内であること。



償還期間 5年以内 **償還方法** 元利均等月賦償還

利 率 市と金融機関が協議して定めた利率。

融資あっせんの申込

融資あっせんを希望される方は、排水設備確認申請と同時に市に申し込みをしてください。

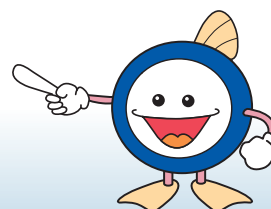
融資の借入の手続

融資あっせんの決定を受けた方は、排水設備工事の完了検査に合格した次の日から指定された期日までに金融機関で借入の手続きをしてください。

利子補給の申請

借入額を完済したときは、支払利子の50%の額(10円未満切捨)を補給します。完済後1年以内に利子補給の申請をしてください。

注意! お金を返し終えたら
利子補給の申請を忘れずに!



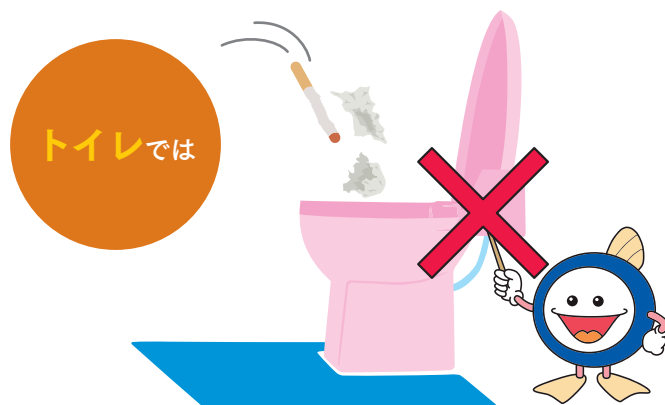
下水道を正しく使いましょう

下水道は、何でも流して良いわけではありません。正しく使わないと故障したり、設備の寿命を縮めたりします。また、簡単な修理でも思わぬ費用がかかることがあります。

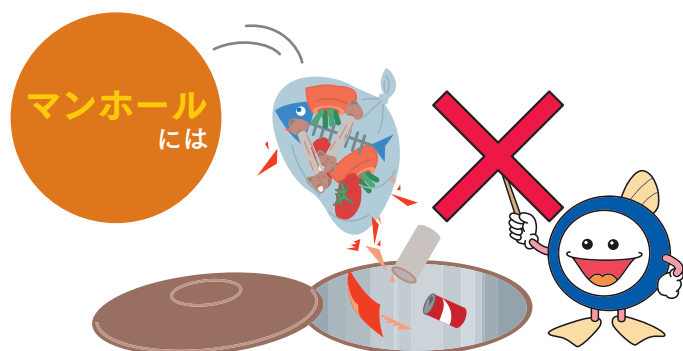
維持管理に費用がかかると使用料の値上げにもつながりますので、ひとりひとりがルールを守って正しく使いましょう。



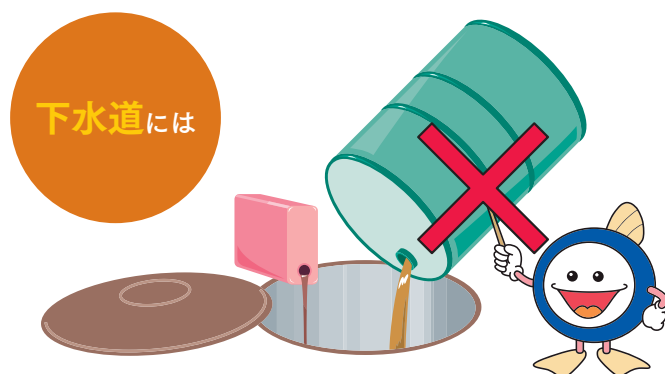
野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油などの廃油は流さないようにしましょう。



トイレットペーパー以外の紙や、異物を流さないようにしましょう。



土砂や木片などの廃棄物を捨てないようにしましょう。また、むやみにマンホールを開けないようにしましょう。



ガソリン、シンナー、石油、アルコール類などの危険物は流さないようにしましょう。

雨水を污水管に流すと汚れた水があふれますので絶対にながさないでください。

知っていますか？

遠賀川の水の汚れの原因は 家庭からでる污水が大半を占めています

家庭の台所や洗濯からでる汚れた水は、道路の側溝や水路に流れ、悪臭やハエの発生源となります。そしてその汚れた水が川に流れて、川や海が汚れる原因となっています。

下水道に接続することにより側溝や水路に家庭からの汚れた水が直接流れず、悪臭やハエの発生を防ぎます。汚れた水は、地中に埋められている污水管を通り浄化センターできれいな水になり川に放流されますので、生活環境が快適になり、自然環境が良くなります。

下水道に接続することができる区域になりましたら、排水設備工事をしていただきますようお願いします。

水環境を守り次世代へ！

水環境を守り次世代へ！



お問い合わせ

直方市上下水道・環境部下水道課

TEL 0949-25-2202

FAX 0949-28-2605